

プロジェクトマネジメント学会

中国支部

2024 年度 総会

2024 年 2 月 2 日 (金)

総会式次第

日 時 2024 年 2 月 2 日 (金) 15 時 00 分～15 時 40 分

場 所 サテライトキャンパスひろしま 504 号室
(Zoom とのハイブリッド開催)

- 議 事
1. 開会
 2. 支部長 挨拶
 3. プロジェクトマネジメント学会本部活動状況
 4. 議長選出
 5. 書記指名
 6. 第 1 号議案 2023 年度事業報告
 7. 第 2 号議案 2024 年度役員選出
 8. 第 3 号議案 2024 年度事業計画
 9. 第 4 号議案 2024 年度予算
 10. 閉会宣言

特別講演

【タイトル】「顧客利益を創造する PPPM（プロジェクト，プログラム，ポートフォリオ・マネジメント）」

講師：関 哲朗（文教大学）

主催：一般社団法人プロジェクトマネジメント学会
（企画・実施 中国支部）

概要：

★概要：モダン・プロジェクトマネジメントの活用が始まってから四半世紀を超える時間が経過しました。この間、狭義のプロジェクトマネジメント（プロジェクトの現場の管理）に関して改善が重ねられています。一方で、組織の投資とリターンの計画（ポートフォリオマネジメント）にもとづいてプロジェクトとオペレーション（定常業務）を創生・調整し、ベネフィットの最大化，すなわち，顧客価値の最大化を図るプログラムマネジメントの重要性が高まっています。学会でも，利益創造，価値創造に適うマネジメントのフレームワークである PPPM=Project, Program and Portfolio Management の国内における啓発，普及に向けて活動を開始しました。本講演では，PPPM の仕組みと顧客や自社の利益・価値創造におけるプログラムマネジメントやプログラムマネージャの役割の重要性について平易に解説します。

講師略歴：

文教大学情報学研究科，情報学部教授。

慶應義塾大学大学院理工学研究科後期博士課程管理工学専攻単位取得退学。博士（工学）。

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会代表理事・会長。

IPMA JAPAN 代表，IPMA Judge，総務省，経済産業省，同資源エネルギー庁，国土交通省，文部科学省等の専門委員会委員，委員長。

経営工学関連学協会委員等多数。

プロジェクトマネジメント，数理統計学等の専門論文，著書多数。専門はプロジェクトマネジメント，大規模情報システム開発マネジメント，品質マネジメント。日本政府観光局 MICE アンバサダー。

一般財団法人ソフトウェア情報センターソフトウェア紛争解決センター（ADR）斡旋人等候補者名簿登載。

元職：文教大学学園評議員，同大学院情報学研究科長，同情報学部情報社会学科学科長。

日本信頼性学会理事，IEC TC56（Dependability）国内委員会委員。

ISO PC236（Project Management）・ISO TC258（Project, Programme and Portfolio Management）国内委員会委員長，

日本代表エキスパート。プロジェクトマネジメント学会 会長

【プロジェクトマネジメント学会ビジョン】

プロジェクトマネジメントを学問・技術の体系として整備，確立，発展させ，国際社会に寄与する．そのために，広く様々な分野から参画する多数の会員により，常にオープン，中立的，協調的かつ学際的で活発な活動を展開する．これにより，学術的に優れた研究成果，技術および実践面の向上，プロジェクトマネジメントの一層の普及を実現するとともに，企業・産業・社会・経済・学問・文化の発展に貢献し，参画する会員に動機と達成感を与え成長し続ける学会を目指す．

【プロジェクトマネジメント学会中国支部ビジョン】

中国支部では，プロジェクトマネジメントの知識普及や，課題の探索・達成，経営・事業への適用支援，事例研究など地域に根ざしたプロジェクトマネジメントの普及と啓発活動に取り組み，「地域発展」への貢献を図る．

プロジェクトマネジメント学会中国支部役員（2023 年度）

（1）支部長（1 名）

田村 慶信 （山口大学）

（2）副支部長（若干名）

三島 徹 （株式会社 NTT データ中国）

児山 博文 （株式会社 日立ソリューションズ西日本）

脇谷 直子 （広島修道大学）

（3）幹事（若干名）

安達 定昌 （株式会社 NTT データ中国）

市川 健一郎 （株式会社 NTT データ中国）

畦地 康弘 （富士通 Japan）

寺本 英輔 （富士通 Japan）

中谷 修二 （マツダ）

茨木 浩司 （マツダ）

佐藤 達男 （広島修道大学）

伊藤 弘道 （鳥取大学）

井上 俊博 （株式会社ハイエレコン）

森宗 邦彦 （株式会社 日立ソリューションズ西日本）

宮本 浩志 （株式会社 日立ソリューションズ西日本）

（4）顧問（若干名）

山田 茂 （鳥取大学）

第1号議案 2023年度事業報告

【2023年度指針，事業概要】

2023年度支部活動は、「中国地域におけるプロジェクトマネジメントの普及と啓発」を目指し，下記の4つの指針の下に展開しました。

- (1) 支部総会を開催。
- (2) 特別講演会の開催。
- (3) セミナーを3回程度開催。
- (4) 2023年秋季研究発表大会。

(1) 支部総会

2023年1月27日（金）プロジェクトマネジメント学会中国支部総会を開催しました。2022年度事業報告，2023年度役員選出，事業計画，予算について審議しました。

参加人数 22名

(2) 特別講演会

2023年度特別講演会は支部総会とともに開催しました。参加人数 52名

【タイトル】「システムインテグレーションからサービスインテグレーションへ～プロジェクトマネージャから見たSIビジネスの変革～」

【講師】富士通株式会社 理事 橋本 亨 氏(プロジェクトマネジメント学会 副会長)

(3) セミナー

2023年度は下記の通り，ハイブリッド方式で2回開催しました。

(i) 2023年5月27日（金）5月セミナーを開催しました。参加人数 56名

【タイトル】「新たな価値創造のためのプロジェクトインキュベーションとデザイン思考」

【講師】早田 吉伸 氏（広島県公立大学法人叡啓大学ソーシャルシステムデザイン学部教授，産学官連携・研究推進センター長，県立広島大学大学院経営管理研究(HBMS)教授)

協賛:日本オペレーションズ・リサーチ学会

(ii) 2023年12月1日（金）12月セミナーを開催しました。参加人数 23名

【タイトル】「マネジメントの観点からスクラム・アジャイル・リーン・トヨタ式について考察する」

【講師】和田 憲明 氏（富士通株式会社）

協賛:日本オペレーションズ・リサーチ学会

(4) 2023年秋季研究発表大会

2023年度は下記の通り，全国大会である秋季研究発表大会を山口大学工学部（宇部市）にて開催しました。

- ・ 参加者数：345名
- ・ 研究発表：114件（ヤングクルー1件を含む）
- ・ キーノート3件，スペシャルレクチャ1件

上記(1)から(4)の活動を通して、プロジェクトマネジメント学会会員増強を図りました。

第2号議案 2024年度役員選出

(1) 支部長 (1名)

田村 慶信 (山口大学)

(2) 副支部長 (若干名)

三島 徹 (株式会社 NTT データ中国)

田中 智基 (株式会社 日立ソリューションズ西日本)

脇谷 直子 (広島修道大学)

(3) 幹事 (若干名)

安達 定昌 (株式会社 NTT データ中国)

市川 健一郎 (株式会社 NTT データ中国)

畦地 康弘 (富士通 Japan)

寺本 英輔 (富士通 Japan)

中谷 修二 (マツダ)

茨木 浩司 (マツダ)

佐藤 達男 (広島修道大学)

伊藤 弘道 (鳥取大学)

井上 俊博 (株式会社ハイエレコン)

石井 浩司 (NEC ソリューションイノベーション)

児山 博文 (株式会社 日立ソリューションズ西日本)

森宗 邦彦 (株式会社 日立ソリューションズ西日本)

宮本 浩志 (株式会社 日立ソリューションズ西日本)

(4) 顧問 (若干名)

山田 茂 (鳥取大学)

第3号議案 2024年度事業計画

「中国地域におけるプロジェクトマネジメントの普及と啓発を図る」ことを目的として、プロジェクトマネジメントに関するセミナーを支部会員向けのサービスとして提供します。これらの支部会員向けのサービスを地元企業などにも宣伝し、非会員の参加を募ると共にプロジェクトマネジメント学会への入会促進を図ります。

2024年度の事業計画を記します。

【事業計画】

(1) 支部総会

2024年2月2日プロジェクトマネジメント学会中国支部総会をハイブリッドで開催します。

(2) 特別講演会

2024年度特別講演会は支部総会とともに開催します。

(3) セミナー

オンライン又はハイブリッド開催で3回程度を予定。

第 4 号議案 2024 年度予算

2024年度プロジェクトマネジメント学会中国支部予算
(2024年1月1日～2024年12月31日)

2024年度予算について，下記のとおり作成しましたのでご承認お願いいたします．

	2024年予算	備 考
支出		
講師謝金	¥30, 000	
会場費	¥40, 000	
支部交付金	¥-276, 223	
支出合計	¥0	

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 中国支部
支部運営マニュアル

第1章 総則

(名称)

第1条 この支部を、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会（以下、本学会）中国支部（以下、本支部）と称する。

2 本支部の英語名には、Chugoku Branch of the Society of Project Management を使用する。

第2条 本支部の事務局を、別に定める場所に置く。

第2章 構成員

(構成員)

第3条 本支部は、本学会細則に定める地域に在住又は活動拠点を持つ正会員及び学生会員、法人会員（以下、会員）により構成する。

2 第1項に定める外に、本支部への所属を希望する会員を構成員とすることができる。

3 第1項に定める場合にも、会員の希望により構成員とならないことができる。

4 構成員であることの事務取扱は、本部運営管理室が行う。

(構成員からの除籍)

第4条 本学会の会員資格を失うことで、本支部の構成員から除籍される。

第3章 会費

第5条 本支部の会費は、支部の主催する行事等の参加費を除きこれを徴収しない。

第4章 目的および事業

(目的)

第6条 本学会定款第3条の定めるところにより、中国地域における本学会会員の利益、学術・産業の振興に資することを本支部活動の目的とする。

(事業)

第7条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 支部総会の実施
- (2) 支部大会の実施
- (3) 支部研究会の開催
- (4) その他 前条の目的を達成するために必要な事業

第5章 事業年度及び会計年度

(事業年度)

第8条 毎年1月1日から12月31日を以て、本支部における事業年度とする。

(会計年度)

第9条 毎年1月1日から12月31日を以て、本支部における会計年度とする。

第6章 役員

(支部役員)

第10条 支部には以下の役員を置き、支部役員会を構成する。

支部長 1名

副支部長 若干名

支部幹事 若干名

(支部長の選任)

第11条 支部長は、第2章に定める構成員の中で正会員である者から支部役員会の総意により支部総会に推薦し、支部総会の審議、議決を経て本学会理事会に推薦し、理事会の審議、議決により、会長がこれを任命する。

2 支部長の任期は、任命した会長の任期を超えない。

3 支部長の再任は、これを妨げない。

(支部長の職務)

第12条 支部長は、支部の業務を総理し、この支部を代表する。

(副支部長及び支部幹事の選任)

第13条 副支部長及び支部幹事は、第2章に定める構成員の中で正会員である者から支部長が支部役員会に推薦し、支部役員会の審議、議決により、支部長がこれを任命する。

2 前項により決定した支部役員は、支部長が本学会理事会へ報告する。

3 副支部長又は支部幹事に欠員又は不足が生じたときは、その補充を第1項の手続き又は支部役員会の合意を得た支部長の判断により行うことができる。

4 副支部長及び支部幹事の任期は、任命した支部長の任期を超えない。

5 副支部長及び支部幹事の再任は、これを妨げない。

(支部役員選任の例外)

第14条 支部長が必要と認めるときには、支部役員会の総意を得て、法人会員からの若干名の人員を支部長の諮問対象として含め、支部役員会に常務出席させることができる。

2 前項により含められた支部役員の名称は、支部幹事の名称を含め臨時に定める。

3 第1項により含められた支部役員は、支部活動の主幹たる業務を分掌できない。

4 第1項により含められた支部役員の任期は、任命した支部長の任期を超えない。

(副支部長の職務)

第15条 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長が予め指名した順位によりその職務を代理する。

(支部幹事の職務)

第16条 支部幹事は、支部長及び副支部長を補佐し、支部の業務及び事業を分掌する。

第7章 支部顧問及び支部名誉顧問

(支部顧問)

第17条 支部長は、支部役員会の総意を得て、第4章に定める支部の活動に対し貢献著しい支部役員経験者及びその他の構成員を支部顧問とすることができる。

2 支部顧問は、支部長の諮問に応えるために支部長の要請にしたがって役員会等に参加し、意見を述べることができる。

- 3 支部顧問の任期は、任命した支部長の任期を超えない。

(支部名誉顧問)

第18条 支部長は、前条による顧問として貢献著しい構成員を、支部役員会の総意を得て支部総会に名誉顧問とすることを提案し、その審議、議決を経て、これを委嘱することができる。

- 2 名誉顧問の任期は定めない。ただし、構成員の資格を喪失したときはこれを解任する。

第8章 支部交付金及び支部会計

(支部交付金の申請)

第19条 支部交付金は、当該前年度の1月31日までに本学会理事会に次年度の活動計画書及び予算書を提出することで、本学会理事会及び社員総会の審議、議決を経て、本学会細則にしたがって交付される。

(支部決算)

第20条 支部決算書は、当該年度の1月31日までに本学会理事会に提出する。

第9章 改定又は廃止

第21条 本マニュアルは、支部長の発議により支部役員会により審議、議決され、本学会の理事会の審議、決定により改定又は廃止される。

附則

1. 平成17年（2005年）4月28日 三木俊克支部長 制定
2. 平成18年（2006年）2月10日 三木俊克支部長 改訂
3. 平成22年（2010年）7月23日 三浦房紀支部長 改訂
4. 平成28年（2016年）1月29日 山田茂支部長 改訂
5. 平成30年（2018年）6月13日 井上俊博支部長 改訂